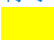


先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-9 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (非常用電源設備))

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><u>設工認に必要な設計の要求事項を, V-1-10-1「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・図書名称等の差異 (図書名称及び読み込み表現の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。)
		<p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム及び通信連絡設備チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき, 設置許可基準規則, <u>安全審査指針, 技術基準規則, 旧技術基準規則及び設置変更許可申請書</u>をインプットとして, 設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「非常用電源設備」を抽出するとともに, <u>それらのうち号機間で共用する設備を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その抽出した結果をアウトプットとして様式-2 に整理した。</u></u></p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-2 について, V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か, またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし, 承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に係る体制の差異 (組織に係る体制の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2 で整理している。) ・差異なし
		<p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム) は, V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)」に基づき, 技術基準規則をインプットとして, <u>技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その明確にした結果をアウトプットとして様式-3 に取りまとめた。</u></u></p> <p><u>工認プロジェクト (品質保証チーム) は, 様式-3 をインプットとして, 条文と施設の関係を一覧に整理し, アウトプ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし

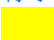
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>ットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u>は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果</u>をアウトプットとして<u>様式-5-1</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u>は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、<u>その策定した結果</u>をアウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u>は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にし、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な<u>設</u>工認書類との関連を<u>明確にし</u>、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、<u>その明確にした結果</u>をアウトプットとして<u>様式-5-2</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>が取りまとめた、様式-3、様式-4、<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u>、様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。) ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異(以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。) ・表現上の差異 ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。) ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>て、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）</u>は、様式-2 で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している<u>様式-5-1, 様式-5-2</u>及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、その<u>詳細設計の結果</u>をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果（要目表/設計方針）」欄に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、<u>保安管理グループマネージャ</u>に必要な検討を依頼した。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>が取りまとめた様式-8 の「工認設計結果（要目表/設計方針）」欄について、<u>V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」</u>で明記している<u>施設</u>ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの<u>二つの観点でレビューし、承認</u>した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【 】は、<u>設工認書類</u>との関連）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1, 様式-5-2 として作成している。） ・表現上の差異 ・差異なし ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-8 の横軸を V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。） ・表現上の差異（設計2 をレビュー・承認していることを明確に記載した。） ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>1. 共通的に適用される設計</p> <p>共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 4 条（設計基準対象施設の地盤）、第 49 条（重大事故等対処施設の地盤）の適合に必要な設計を V-1- 	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>10-4 <u>「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設」</u> (以下「V-1-10-4」という。) の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 6 条 (津波による損傷の防止), 第 51 条 (津波による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 7 条 (外部からの衝撃による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・<u>技術基準規則第 8 条 (立ち入りの防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「7. 立ち入りの防止に係る設計」で実施した。</u> ・技術基準規則第 9 条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・<u>技術基準規則第 10 条 (急傾斜地の崩壊の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計」で実施した。</u> ・技術基準規則第 11 条 (火災による損傷の防止), 第 52 条 (火災による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第 12 条 (発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として技術基準規則第 8 条に対する適合性を確認している。) ・差異なし ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として技術基準規則第 10 条に対する適合性を確認している。) ・表現上の差異 ・差異なし


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第13条（安全避難通路等）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第57条（安全弁等）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「15. 安全弁等の設計」で実施した。 ・<u>技術基準規則第48条（準用）、第78条（準用）の適合に必要な設計をV-1-10-4の「17. 内燃機関及びガスタービンの設計」及び「18. 電気設備の設計」で実施した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・差異なし ・表現上の差異（柏崎刈羽は、共通的に適用される設計は本項目にて記載する。）
		<p>2. 非常用電源設備の設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（何について設計するかは以降の各項目のタイトルから読み取れるため、本項において柱書は記載しない。）
		<p>2.1 非常用発電装置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柱書であり、インプットは各項目にて記載する。）
		<p><u>2.1.1 非常用ディーゼル発電設備</u> <u>(1) 設備仕様に係る設計</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・項目番号の差異（項目番号の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。） ・設備名称の差異

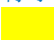
青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）</u>は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した<u>非常用ディーゼル発電設備</u>が設計基準事故時及び重大事故等時の対応において、電力を供給する対象負荷の検討、及び<u>非常用ディーゼル発電設備</u>が所要負荷に対し給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）</u>は、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、<u>非常用ディーゼル発電設備</u>の系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>設工認に必要な設計を行うための仕様書を作成し、V-1-10-1の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・インプットの差異 ・資料構成の差異 ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、非常用ディーゼル発電設備の配置及び構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置及び構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置及び構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置及び系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、<u>単線結線図及び系統図</u>に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。） ・差異なし ・表現上の差異（柏崎刈羽は <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通的に適用される設計

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)</u>は、<u>非常用ディーゼル発電設備</u>に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>に記載している。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異(柏崎刈羽は <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・設備名称の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム)</u>は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし


青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>b. 強度評価 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u> は、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【非常用電源設備に係る系統図】【単線結線図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>2.1.2 第一ガスタービン発電機 (1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2 で抽出した <u>第一ガスタービン発電機</u> が、重大事故等が発生した場合において、その対処に必要な負荷の対象、<u>起動電流</u> を考慮した検討及び <u>第一ガスタービン発電機</u> が所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、<u>第一ガスタービン発電機</u> の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、「2.1.1 非常用ディーゼル発電設備」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、<u>第一ガスタービン発電機の構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、<u>第一ガスタービン発電機が代替所内電気設備を介してメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D、又は AM 用 MCC へ接続し電力供給可能</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・設備名称の差異 ・インプットの差異 ・資料構成の差異 ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>な設計を実施し、工認プロジェクト（電源設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして、構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p>	
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置及び系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び単線結線図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。）
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、以下の第一ガスタービン発電機の「独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（第一ガスタービン発電機として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）
		<p>a. <u>独立性の確保</u> <u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（第一ガスタービン発電機として技術基準

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>及び設備図書をインプットとして、第一ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)</p>
		<p>b. <u>位置的分散</u> <u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、第一ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電設備に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・記載方針の差異 (第一ガスタービン発電機として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、第一ガスタービン発電機に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。)</p> <p>・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。)</p> <p>・設備名称の差異</p>

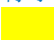
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p>工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	・差異なし
		<p>b. 強度評価</p> <p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び電源設備チーム)は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【構造図】</p>	・資料構成の差異
		<p>2.1.3 電源車</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト(電源設備チーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した電源車が、重大事故等が発生した場合において、その対処に必要な負荷の対象、起動電流を考慮した検討及び電源車が所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(電源設備チーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、電源車の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p>	<p>・設備名称の差異</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・インプットの差異</p> <p>・インプットの差異</p> <p>・設備名称の差異</p> <p>・資料構成の差異</p>


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム) は、「2.1.1 非常用ディーゼル発電設備」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、電源車の構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト (電源設備チーム) からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、電源車が非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を経由してメタルクラッド開閉装置 7C 及びメタルクラッド開閉装置 7D, 若しくは AM 用 MCC へ接続し、又は直接、熱交換器ユニットへ接続し電力供給可能な設計を実施し、工認プロジェクト (電源設備チーム) により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (電源設備チーム) の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム) は、業務報告書をインプットとして、機器の構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム) は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、単線結線図、系統図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っている。) ・差異なし

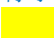
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、以下の電源車の「独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異 (電源車として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>a. 独立性の確保</u> 工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、電源車は、非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計となっていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異 (電源車として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>b. 位置的分散</u> 工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、電源車は、非常用ディーゼル発電設備及び第一ガスタービン発電機に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異 (電源車として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、電源車に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) 表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) 設備名称の差異 記載の適正化 (記載が冗長な

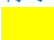
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>並びに位置的分散」,「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>ため,他の健全性に係る設計の記載と合わせた。)</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト(耐震チーム及び共通パートチーム)</u>は,耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 強度評価 <u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u>は,強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【非常用電源設備に係る系統図】【構造図】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>2.1.4 モニタリングポスト用発電機 (1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト(電源設備チーム)</u>は,基本設計方針及び設備図書をインプットとして,様式-2で抽出したモニタリングポスト用発電機が,重大事故等が発生した場合において,所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は,「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち,枠囲みの内容は,他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。）
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び放射線管理チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、モニタリングポスト用発電機の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム及び放射線管理チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、単線結線図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、系統図に取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>設備技術グループマネージャ及び放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム、放射線管理チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、モニタリングポスト用発電機に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 強度評価 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム及び電源設備チーム）は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>【要目表】 【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】 【単線結線図】 【非常用電源設備に係る系統図】 【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、「モニタリングポスト用発電機」に関する設計を行っている。）
		<p>2.1.5 可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備名称の差異
		<p>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備が、重大事故等が発生した場合において、所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備の系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インプットの差異 設備名称の差異 表現上の差異 インプットの差異 設備名称の差異 表現上の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、設備図書をインプットとして、機器の配置及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、可搬型窒素供給装置用可搬型電源設備に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・設備名称の差異


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>が発生した場合において、所要負荷に対して給電できる出力を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、単線結線図、系統図及び構造図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に必要な設備設計のう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異（仕様に係る設計であることを明記した。） ・資料構成の差異 ・資料構成の差異 ・差異なし ・表現上の差異（柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。） ・表現上の差異（柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。） ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ち, 健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム)</u> は, 耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 強度評価 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び電源設備チーム)</u> は, 強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【非常用電源設備に係る系統図】【構造図】</p>	<p>・資料構成の差異</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

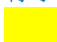
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		2.2 直流電源設備及び計測制御用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・記載方針の差異（何について設計するかはタイトルから読み取れるため、本項目において柱書は記載しない。）
2.2.1 直流125V蓄電池 (1) 設備仕様に係る設計	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 		

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針、<u>設備図書及び既工認</u>をインプットとして、様式-2 で抽出した<u>直流 125V 蓄電池</u>が全交流動力電源喪失時から重大事故等時に対処するために必要な電力の供給が<u>常設代替交流電源設備</u>から開始されるまでの間に対応が必要な直流負荷について検討し、<u>系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針、<u>設備図書及び既工認</u>をインプットとして、様式-2 で抽出した<u>直流 125V 蓄電池</u>は、<u>設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等対処設備 (設計基準拡張) として使用でき、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力を供給できることを確認し、所内蓄電式直流電源設備の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p>工認プロジェクト (電源設備チーム) は、設備図書をインプットとして、機器の配置、<u>系統構成及び構造</u>を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、<u>単線結線図</u>及び構造図に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備名称の差異 ・資料構成の差異 ・設計方針の差異 (柏崎刈羽は直流 125V 蓄電池について、重大事故等対処設備 (設計基準拡張) としても使用する。 ・資料構成の差異 ・差異なし

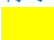
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は, 直流 125V 蓄電池に必要な設備設計のうち, 健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・設備名称の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト (耐震チーム及び電源設備チーム) は, 耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>2.2.2 AM用直流 125V 蓄電池</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異

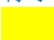
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2 で抽出した <u>AM 用直流 125V 蓄電池が全交流動力電源喪失時に重大事故等時の対応に必要な設備へ電力を供給する直流負荷について検討し、AM 用直流 125V 蓄電池の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、「2.1.1 非常用ディーゼル発電設備」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、<u>供給者に対し、AM 用直流 125V 蓄電池の配置及び構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト (電源設備チーム) からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、AM 用直流 125V 蓄電池から電力を供給できる設計を実施し、工認プロジェクト (電源設備チーム) により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (電源設備チーム) の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、<u>業務報告書をインプットとして、機器の配置及び構造が、基本設計方針の要求を満たしていること</u>を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、<u>設備図書をインプットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウト</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異 ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。 ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。 ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。 ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は本設計について調達を行っている。 ・設計プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

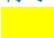
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>プットとして、単線結線図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(電源設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、以下のAM用直流125V蓄電池の「独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・表現上の差異(柏崎刈羽は1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・記載方針の差異(AM用直流125V蓄電池として技術基準規則第72条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>a. 独立性の確保</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、基本設計方針、既工認及び設備図書をインプットとして、AM用直流125V蓄電池は、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備4系統のうち3系統の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異(AM用直流125V蓄電池として技術基準規則第72条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>b. 位置的分散</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、基本設計方針をインプットとして、AM用直流125V蓄電池は、コントロール建屋内の非常用直流電源設備4系統のうち3系統と異なる区画及び原子炉建屋内に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異(AM用直流125V蓄電池として技術基準規則第72条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、AM用直流125V蓄電池に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

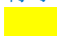
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム)は, 耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【構造図】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>2.2.3 直流 125V HPAC MCC (1) 設備仕様に係る設計 工認プロジェクト(電源設備チーム)は, 基本設計方針及び設備図書をインプットとして, 様式-2 で抽出した直流 125V HPAC MCC が全交流動力電源喪失時に重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力を供給できることを確認し, 機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ, 設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し, その結果をアウトプットとして, 設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は, 「直流 125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p>工認プロジェクト(電源設備チーム)は, 設備図書をインプットとして, 機器の系統構成を確認し, その結果をアウトプットとして, 単線結線図に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は, 「直流 125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p>設備技術グループマネージャは, 工認プロジェクト(電源設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は, 「直流 125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p>工認プロジェクト(共通パートチーム)は, 以下の直流 125V HPAC MCC の「独立性及び位置的分散」の設計について, V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重</p>	<p>・記載方針の差異(直流 125V HPAC MCC として技術基準規則第 72 条に対する適合性を</p>


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち, 枠囲みの内容は, 他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

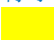
玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<p>確認していることを明記している。)</p>
		<p>a. <u>独立性の確保</u> <u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、基本設計方針、既工認及び設備図書をインプットとして、直流125V HPAC MCCは、蓄電池及び充電器から直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池及び充電器から直流母線までの系統に対して独立性を有する設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・記載方針の差異(直流125V HPAC MCCとして技術基準規則第72条に対する適合性を確認していることを明記している。)</p>
		<p>b. <u>位置的分散</u> <u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、直流125V HPAC MCCは、原子炉建屋内に設置することで、コントロール建屋内の非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・記載方針の差異(直流125V HPAC MCCとして技術基準規則第72条に対する適合性を確認していることを明記している。)</p>
		<p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、直流125V HPAC MCCに必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「直流125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p>(2) <u>各機器固有の設計</u> a. <u>耐震評価</u> <u>工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「直流125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p><u>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【単線結線図】</u></p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「直流125V HPAC MCC」に関する設計を行っている。)</p>
		<p>2.2.4 <u>AM用切替装置(SRV)</u> (1) <u>設備仕様に係る設計</u> <u>工認プロジェクト(電源設備チーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、常設直流電源系統喪失時に</u></p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「AM用切替装置(SRV)」に関する設計を行っている。)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>様式-2で抽出したAM用切替装置(SRV)を切り替えることにより逃がし安全弁の駆動に必要な電源を供給することが可能であることを確認し、AM用切替装置(SRV)の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(電源設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、AM用切替装置(SRV)に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「AM用切替装置(SRV)」に関する設計を行っている。) ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「AM用切替装置(SRV)」に関する設計を行っている。)
		<p><u>(2) 各機器固有の設計</u></p> <p><u>a. 耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト(耐震チーム及び計測制御チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「AM用切替装置(SRV)」に関する設計を行っている。)
		<p><u>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「AM用切替装置(SRV)」に関する設計を行っている。)
		<p><u>2.2.5 逃がし安全弁用可搬型蓄電池</u></p> <p><u>(1) 設備仕様に係る設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト(計測制御チーム及び電源設備チーム)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異

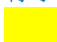
青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した逃がし安全弁用可搬型蓄電池が常設直流電源系統喪失時に主蒸気逃がし安全弁の作動回路に接続することで駆動に必要な電源を供給できる設計を実施し、機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(電源設備チーム)は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、単線結線図及び構造図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(計測制御チーム及び電源設備チーム)が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、逃がし安全弁用可搬型蓄電池に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異 ・資料構成の差異 ・差異なし ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び電源設備チーム)</u> は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【単線結線図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>2.2.6 送受話器 (ページング) 用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可申請書をインプットとして、様式-2 で抽出した送受話器 (ページング) 用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池が、外部電源が期待できない場合においても通信連絡設備の動作に必要な電源を供給することが可能であることを確認し、機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、<u>送受話器 (ペー</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「送受話器 (ページング) 用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池」に関する設計を行っている。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「送受話器 (ページング) 用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池」に関する設計を行っている。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>ジング) 用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池に必要な設備設計のうち、健全性に係る「環境条件等」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>は、「送受話器（ページング）用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池」に関する設計を行っている。）</p>
		<p><u>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「送受話器（ページング）用 48V 蓄電池及び 5 号機電力保安通信用電話設備用 48V 蓄電池」に関する設計を行っている。）</p>
		<p><u>2.2.7 バイタル交流電源装置</u></p> <p><u>(1) 設備仕様に係る設計</u> <u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、設備図書及び既工認をインプットとして、様式-2 で抽出したバイタル交流電源装置の機器の仕様に関する設計をまとめ、その結果をアウトプットとして、設備仕様に取りまとめた。</u></p>	<p>・設備名称の差異 ・表現上の差異</p> <p>・設備名称の差異 ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、要目表のみ作成している） ・資料構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(電源設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、要目表のみ作成している) ・差異なし ・記載方針の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none">・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異
			・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異
		2.3 燃料設備	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（何について設計するかはタイトルから読み取れるため、本項目において柱書は記載しない。）
		2.3.1 第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ (1) 設備仕様に係る設計	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チー	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

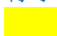
玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>ム) は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可時の設計資料及びJ I Sをインプットとして、様式-2で抽出した第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプが第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽へ補給できることを確認し、第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、系統図及び構造図に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

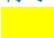
玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、以下の第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプの「独立性及び位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>a. 独立性の確保</u> <u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備に対して独立性を有する設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>b. 位置的分散</u> <u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針をインプットとして、第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、非常用ディーゼル発電設備に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、第一ガスタービン発電機用燃料タンク及び第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプに必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>又は多様性及び独立性並びに位置的分散」,「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び原子炉設備チーム)は,耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>b. 強度評価 工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は,強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【非常用電源設備に係る系統図】【構造図】</p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>2.3.2 軽油タンク及びタンクローリ(4kL) (1) 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は,様式-2で抽出した,設計基準事故時及び重大事故等時の対応に必要な設備に燃料を補給するための軽油タンク及びタンクローリ(4kL)の設計を以下のとおり実施した。</p>	<p>・設備構成の差異 ・設備構成の差異(柏崎刈羽は,「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)</p>
		<p>a. 系統構成の明確化 工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は,V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「系統構成の明確化」に従い,様式-2,設置変更許可申請書及び基本設計方針をインプットとして,非常用電源設備で設計を行う設備について,系統構成をそれぞれ明確にし,その結果をアウトプットとして設備ごとに必要な機能単位の系統図に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は,「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)</p>
		<p>b. 兼用する機能の確認 工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は,V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「兼用する機能の確認」に従い,様式-5-2をインプットとして,非常用電源設備が主登録となる機器について兼用する施設・設備区分を確認したうえで,様式-2及び様式-5-1を</p>	<p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は,「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

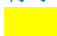
玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>インプットとして関連する技術基準規則の条文及び兼用する機能を確認し、その結果をアウトプットとして機器ごとに必要な設定根拠の「(概要)」部分に取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>(2) 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</u> <u>工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は、複数の機能を兼用する機器を含む以下の設備について、以下に示すとおり設計を実施した。</u></p> <p><u>①燃料設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>軽油タンク</u> ・<u>タンクローリ (4kL)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)
		<p><u>a. 兼用を含む非常用電源設備の機器の仕様等に関する設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト(電源設備チーム及び原子炉設備チーム)は、V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「機器の仕様等に関する設計」に従い、「2.3.2(1)a. 系統構成の明確化」で取りまとめた「機能単位の系統図」、</u> <u>「2.3.2(1)b. 兼用する機能の確認」で取りまとめた「設定根拠の「(概要)」部分」、基本設計方針、<u>設備図書及び設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、非常用電源設備が主登録となる機器について兼用する機能ごとに使用条件を集約したうえで、仕様等に関する設計を実施し、設定根拠に取りまとめた。その結果をもとに、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、アウトプットとして設備仕様、設定根拠、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・インプットの差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は兼用に関する設計について系統図を取りまとめた後に承認プロセスを記載している。)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、以下の軽油タンク及びタンクローリ (4kL) の「位置的分散」の設計について、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (柏崎刈羽は 1. 共通的に適用される設計に記載している。) ・記載方針の差異 (兼用を含む非常用電源設備として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>(a) 位置的分散</u> 工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針をインプットとして、軽油タンク及びタンクローリ (4kL) は、非常用ディーゼル発電設備に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異 (兼用を含む非常用電源設備として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。)
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、軽油タンク及びタンクローリ (4kL) に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>(3) 各機器固有の設計</u> <u>a. 耐震評価</u> 工認プロジェクト (耐震チーム及び原子炉設備チーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>b. 強度評価</u> 工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>(4) 機能を兼用する機器を含む非常用電源設備の系統図に関する取りまとめ</u> 工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、「2.3.2(1) 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)

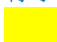
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>認</u>」で取りまとめた「<u>機能単位の系統図</u>」, 様式-2, 様式-5-1 及び様式-5-2 をインプットとして, 機能を兼用する機器を含む非常用電源設備の系統構成及び兼用する施設・設備区分を明確にし, その結果をアウトプットとして非常用電源設備の系統図に取りまとめた。</p>	
		<p><u>設備技術グループマネージャは, 工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は, 「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】<u>【補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面】</u>【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は, 「非常用電源設備」を主登録とした兼用に関する設計を行っている。)
		<p>2.3.3 タンクローリ (16kL) (1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム)</u> は, 基本設計方針, 設備図書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして, <u>タンクローリ (16kL) が, 重大事故等時の対応に必要な機器への燃料補給ができる設計とし, 設定根拠を満たす機能を有することを確認し, その結果をアウトプットとして, 設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム及び原子炉設備チーム)</u> は, 設備図書をインプットとして, 機器の配置, <u>系統構成及び構造</u>を確認し, その結果をアウトプットとして, 配置図, <u>系統図及び構造図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・資料構成の差異 <ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所


本資料のうち, 枠囲みの内容は, 他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム及び原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、以下のタンクローリ（16kL）の「位置的分散」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・記載方針の差異（タンクローリ（16kL）として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）
		<p><u>a. 位置的分散</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針をインプットとして、タンクローリ（16kL）は、非常用ディーゼル発電設備に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（タンクローリ（16kL）として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、タンクローリ（16kL）に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異

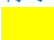
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び原子炉設備チーム)</u> は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	・差異なし
		<p>b. 強度評価</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u> は、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面】【<u>非常用電源設備に係る系統図</u>】【<u>構造図</u>】</p>	・資料構成の差異
			<p>・設備構成の差異</p> <p>・設備構成の差異</p> <p>・設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none">・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
黄色 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		2.4 代替所内電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（何について設計するかはタイトルから読み取れるため、本項目において柱書は記載しない。）
		2.4.1 代替所内電気設備 (1) 設備仕様に係る設計	


青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2 で抽出した代替所内電気設備である緊急用断路器、<u>緊急用電源切替箱断路器</u>、<u>緊急用電源切替箱接続装置</u>、<u>AM 用動力変圧器</u>、<u>AM 用 MCC</u>、<u>AM 用切替盤</u>、<u>AM 用操作盤及びメタルクラッド開閉装置</u>が常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型直流電源設備の電路として使用し電力を供給できることを確認し、<u>代替所内電気設備</u>を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、<u>設備仕様</u>及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> は、<u>設備図書をインプットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、単線結線図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、<u>以下の代替所内電気設備の「独立性及び位置的分散」の設計について、V</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備構成の差異 ・資料構成の差異 ・記載方針の差異 (本項目の後段にて、代替所内電気設備として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。) ・設計プロセスの差異 ・差異なし ・記載方針の差異 (代替所内電気設備として技術基準規則第


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</p>	<p>72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）</p>
		<p>a. 独立性の確保 <u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、代替所内電気設備は、非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して独立性を有する設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・記載方針の差異（代替所内電気設備として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）</p>
		<p>b. 位置的分散 <u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、代替所内電気設備は、非常用ディーゼル発電機から非常用高圧母線までの系統に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・記載方針の差異（代替所内電気設備として技術基準規則第 72 条に対する適合性を確認していることを明記している。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、代替所内電気設備に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-</u></p>	<p>・設備名称の差異</p>

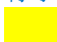
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト(耐震チーム及び電源設備チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【単線結線図】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>2.5 号炉間電力融通電気設備 2.5.1 号炉間電力融通ケーブル(常設) (1) 設備仕様に係る設計 工認プロジェクト(電源設備チーム)は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2で抽出した号炉間電力融通ケーブル(常設)を6号機及び7号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで、6号機の電源設備から7号機のメタルクラッド開閉装置に電力を融通できることを確認し、号炉間電力融通ケーブル(常設)の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p>	<p>・設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、設備図書をイン プットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウト プットとして、単線結線図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源 設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認し た。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、以下の号炉間 電力融通ケーブル（常設）の「位置的分散」の設計につい て、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重 性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できるこ とを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の 「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」に より設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

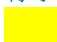
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>a. <u>位置的分散</u></p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、号炉間電力融通ケーブル (常設) は、非常用ディーゼル発電機に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、号炉間電力融通ケーブル (常設) に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>(2) <u>各機器固有の設計</u></p> <p>a. <u>耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び電源設備チーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【単線結線図】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>2.5.2 <u>号炉間電力融通ケーブル (可搬型)</u></p> <p>(1) <u>設備仕様に係る設計</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異

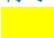
青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、様式-2 で抽出した号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を 6 号機及び 7 号機の緊急用電源切替箱断路器に手動で接続することで、6 号機の電源設備から 7 号機のメタルクラッド開閉装置に電力を融通できることを確認し、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、単線結線図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、以下の号炉間電力融通ケーブル（可搬型）の「位置的分散」の設計について、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」が適用できることを確認し、V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

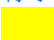
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>a. 位置的分散</p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、号炉間電力融通ケーブル (可搬型) は、非常用ディーゼル発電機に対して、位置的分散を図る設計となっていることを確認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、号炉間電力融通ケーブル (可搬型) に必要な設備設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>【基本設計方針機器】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【単線結線図】</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>2.6 非常用電源系統</p> <p>2.6.1 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム) は、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びモータコントロールセンタ HEAF 火災が発生するアークエネルギーの閾値の評価に用いるデータ (研究報告書) をインプットとして、アークエネルギーの閾値を確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (電源設備チーム) は、設備図書をインプットとして、火災感知設備及び消火設備の配置に関する設計が HEAF 火災の影響を受けないことを確認し、その結果をアウトプットとして、非常用発電装置の出力の決定に関する</u></p>	<p>・設備構成の差異</p> <p>・設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p><u>設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（電源設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>2.6.2 各機器固有の設計</u></p> <p><u>a. 耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（耐震チーム及び電源設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>3. 設備の共用</u></p> <p><u>3.1 送受話器（ページング）用48V蓄電池及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池の共用</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、送受話器（ページング）用48V蓄電池及び5号機電力保安通信用電話設備用48V蓄電池の「悪影響防止等」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として号機間共用する設備を有している。）</p>
		<p><u>3.2 号炉間電力融通ケーブル（常設）の共用</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、号炉間電力融通ケーブル（常設）の「悪影響防止等」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として号機間共用する設備を有している。）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>3.3 第一ガスタービン発電機（燃料タンク，燃料移送ポンプ含む）及び緊急用断路器の共用</p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は，第一ガスタービン発電機（燃料タンク，燃料移送ポンプ燃料小出し槽及び緊急用断路器含む）の「悪影響防止等」の設計について，V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し，V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は，「非常用電源設備」として号機間共用する設備を有している。）</p>
		<p>3.4 軽油タンクの共用</p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は，軽油タンクの「悪影響防止等」の設計について，V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し，V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は，「非常用電源設備」として号機間共用する設備を有している。）</p>

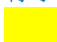
青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち，枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>3.5 <u>モニタリングポスト用発電機の共用</u> <u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、モニタリング</u> <u>ポスト用発電機の「悪影響防止等」の設計について、V-1-</u> <u>10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止</u> <u>等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性</u> <u>に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施し</u> <u>た。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として号機間共用する設備を有している。)
		<p>3.6 <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤等の共用</u> <u>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、5号機原子炉</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は、「非常用電源設備」として)

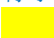
青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><u>建屋内緊急時対策所用受電盤, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤 1, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤 2, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流 110V 分電盤 3の「悪影響防止等」の設計について, V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し, V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<p>て号機間共用する設備を有している。)</p>
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について, <u>これがV-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を, 原設計者以外の者に実施させ, 承認した。</u></u></p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクト(電源設備チーム, 原子炉設備チーム, 放射線管理チーム, 計測制御チーム及び共通パートチーム)は, V-1-10-1の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき, 適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2) <u>並びに工事の方法を設工認として整理することにより, 設工認申請書案を作成した。</u></u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う表現の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは, V-1-10-1の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき, 工認プロジェクト(電源設備チーム, 原子炉設備チーム, 放射線管理チーム, 計測制御チーム及び共通パートチーム)が作成した設工認申請書案について, <u>本社及び発電所の関係箇所のチェックを受けた。</u></u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う表現の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは, V-1-10-1の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」が終了した設工認申請書案について, V-1-10-1の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」に基づき, <u>原子力発電保安運営委員会へ</u></u></p>	<p>・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・会議体及び手続きの差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

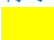
本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p><u>付議し、審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得た。</u></p> <p><u>また、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案について、原子力設備管理部長の承認を得た。</u></p>	
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1の「3.4.1 <u>設工認</u>に基づく<u>設備の具体的な設計</u>の実施（設計3）」に基づき、<u>設工認</u>を実現するための具体的な設計を実施し、<u>レビューし、承認するとともに</u>、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異（設計3をレビュー・承認することを明確に記載した。）
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1の「3.4.2 <u>設備の具体的な設計</u>に基づく工事の実施」に基づき、<u>設工認</u>の対象となる設備の工事を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>設工認</u>申請時点で継続中の工事及び<u>使用前事業者</u>検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1の「3.6 <u>設工認</u>における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>調達に当たっては、V-1-10-1の「3.6.3(1) <u>仕様書</u>の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「<u>仕様書</u>」へ明記し、供給者<u>と</u>の情報伝達を確実に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工事</u>を主管する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1の「3.5.2 <u>使用前事業者</u>検査の計画」に基づき、<u>設工認</u>の<u>適合性確認</u>対象設備が、<u>認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること</u>、技術基準規則に適合していることを確認するための<u>使用前事業者</u>検査を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工事</u>を主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者</u>検査の計画に当たって、V-1-10-1の「3.5.2(1) <u>使用前事業者</u>検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・プロセスの差異（柏崎刈羽は、本段階ではレビュー、承

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>検査の取りまとめを主管する<u>箇所</u>の長は、<u>使用前事業者</u>検査を実施するための全体工程を V-1-10-1 の「<u>3.5.3 検査計画の管理</u>」に基づき管理する。</p>	<p>認を行わない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>検査を<u>担当</u>する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.2(1) 使用前事業者</u>検査の方法の決定」で計画した<u>使用前事業者</u>検査を実施するため、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(4) 使用前事業者</u>検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「<u>検査要領書</u>」を作成し、<u>品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検査目的</u>」, 「<u>検査対象範囲</u>」, 「<u>検査項目</u>」, 「<u>検査方法</u>」, 「<u>判定基準</u>」, 「<u>検査体制</u>」, 「<u>検査工程</u>」, 「<u>不適合管理</u>」, 「<u>検査手順</u>」, 「<u>検査用計器</u>」, 「<u>検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項</u>」, 「<u>検査の記録の管理に関する事項</u>」及び「<u>検査成績書 (様式)</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領書で明確にする項目の差異
		<p>工事を主管する<u>箇所</u>の長又は検査を<u>担当</u>する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</u>」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>検査を<u>担当</u>する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(3) 使用前事業者</u>検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
<p>検査員は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5 使用前事業者</u>検査の実施」に基づき、「<u>検査要領書</u>」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 		

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>報告を受けた検査実施責任者は、検査プロセスが検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、主任技術者の確認を得た後、検査を担当する箇所の長に検査完了の報告を行う。</p>	<p>・検査プロセスの差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所